

## 1 2月9日本会議再開（第3日目）

### 1. 出席議員 13名

1番議員	中嶋登君	8番議員	玉川清史君
2 "	大日向進也君	9 "	山城峻一君
3 "	塚田舞君	10 "	柰津明子君
4 "	水出康成君	11 "	朝倉国勝君
5 "	宮入健誠君	12 "	滝沢幸映君
6 "	中村忠靖君	13 "	大森茂彦君
7 "	星哲夫君		

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	臼井洋一君
教育長	塚田常昭君
総務課長	竹内祐一君
企画政策課長	長崎麻子君
会計管理者	竹内優子君
住民環境課長	山下昌律君
福祉健康課長	鳴海聡子君
商工農林課長	北村一朗君
建設課長	高橋卓也君
教育文化課長	細田美香君
収納対策推進幹事	北沢明君
まち創生推進室長	小河原秀昭君
D X推進室長	瀬下幸二君
総務課長補佐	宮下佑耶君
総務係長	宮嶋和博君
総務課長補佐	宮嶋和博君
財政係長	宮原卓君
企画政策課長補佐	宮原卓君
企画調整係長	宮原卓君
保健センター所長	川島徳夫君
子ども支援室長	橋本直紀君

### 4. 職務のため出席した者

議会事務局長	大橋勉君
議会書記	井上敬子君

### 5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| (1) 農業振興についてほか       | 水 出 康 成 議員 |
| (2) 令和8年度の町の展望についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (3) こども誰でも通園制度について   | 塚 田 舞 議員   |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（中嶋君）** 最初に、4番 水出康成議員の質問を許します。

**4番（水出君）** おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、昨夜8日、災害情報が2件飛び込んできました。現在も延焼していますが、群馬県の妙義山での山林火災、そして、昨夜23時15分頃、青森県東方沖の地震により、青森県で最大震度6強の地震が観測されました。早朝よりこの地震について、初めて後発地震注意情報を発表し、予想される地域へ防災対応を取ることを促しています。2件とも今後大きな災害につながらないことを祈念いたします。

この時期、個人におかれても何かと様々な行事やお付き合いが重なり、慌ただしいところと思います。今年を振り返り、よい年であった方も、悪かったなという方も、新たな年の抱負を考える方も、ほとんどの方がこの時期を1年の大きな節目と位置づけているのではないのでしょうか。

災害として振り返りますと、11月18日には大分県佐賀関で大規模な住宅火災が発生し、187棟が延焼し、発生から11日目の28日、住宅地がある佐賀関半島側の鎮火が宣言されました。12月4日現在の大分市の発表では、1名の方がお亡くなりになり、4日現在で55世帯78人の方がいまだに佐賀関市民センター内佐賀関公民館に身を寄せております。この場をお借りして、1名の亡くなられた方に謹んでお悔やみ申し上げます。そして、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

また、国内では連日のように報道されておりますが、熊被害について人身被害も多発し、来年以降へ不安を残した年越しとなりそうです。

さて、日本の経済面を振り返りますと、今年の前半はいわゆるトランプ関税に踊らされた1年だったと思います。内閣府が11月17日に発表した2025年7～9月期の国内総生産（GDP）速報値では、物価変動の影響を除いた実質年率換算で1.8%減となり、輸出では1.2%マイナスの低迷が発表されていました。

町内企業様においては、今定例会の町長招集挨拶では、10月に実施しました町内の主な製造業20社の7～9月期の生産量について、3か月前と比較した状況の報告によりますと、プラス企業が7社、マイナス企業が6社、変わらないが7社、売上げについてもほぼ同様であり、持ち直しの動きが続いている状況がうかがえるが、経済動向に注意を払い、今後の発展を期待するとありました。

10月21日には高市内閣が発足し、現在まで大いに注目されております。今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すための経済政策をつくり上げるとの基本的な考えの下、第1に生活の安全保障・物価高への対応、第2に危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、第3に防衛力と外交力の強化を柱とした総合経済対策を策定する旨の発言があり、11月21日には「強い経済」を実現する総合経済対策が閣議決定されました。

そして、政府は28日、総合経済対策の裏づけとなる2025年度の補正予算案として、一般会計の歳出は、経済対策の1兆7,028億円に他の費用を加え、総額1兆8,034億円を決定し、年内の補正予算の成立を現在目指しております。

これからどんなスピードで我々の生活が支援され、良化に進めるのか、この年末から新年に向け注目していきたいところです。

それでは、今回の一般質問に入ります。一つ目の質問表題として、農業振興について。二つ目に、鳥獣被害対策について、2件の質問を行います。

まずは、農業振興について。日本国内の多くの地域で人口減少が進み、移住促進においては、人の奪い合いといっても過言ではないという方もあります。移住促進系の講演などでも、具体的にどこの地域のどのような人をターゲットに移住者を獲得するのか、仕掛ける戦略を明確にすることが必要との講演もあります。

当町は、工業の町坂城として、町外から当町の企業さんに通われている方も多く、よく昼間の人口と夜の人口が1千人近く違ふとされ、その通われている方々を町内に移住してもらえる施策が必要と言われる方もいます。

町では、移住に関する施策として、就労、子育て、教育、住居、農業、地域活動などに関する様々な施策を講じています。その中、県外へ仕掛けたプロモーションが行われました。

質問事項イとして、移住・就農相談会について。

10月9日に名古屋観光情報センター前において開催された、「信州さかき！農産物マル

「マルシェ&移住・就農相談会」の状況を中心に以下4点の質問を伺います。

一つ目に、今回開催された農産物マルシェ&移住就農相談会について、以前から開催がされていたのか。開催地は別として、過去の開催実績を伺います。

二つ目に、今回、名古屋地区で開催を行いました、展示内容と狙いについて伺います。

三つ目に、今回のイベント実績として、当町への関心や興味を示した内容、移住・就農に関する相談や引き合い状況を伺います。

四つ目に、今回得られた実績から、気づきを含め、今後の展開へ考えを伺います。

以上4点について答弁願います。

次に、質問事項口として、新規就農者状況について。

近年、町内でも農地から荒廃地へ変化している状況を多く目にするようになってきました。農業に関しては、生産者の高齢化、後継者不足による生産者の減少が加速しています。前述のように他地域から就農者を呼び込む移住定住施策の活用など、国はもとより県、自治体も危機感を持ち、農業振興に関する施策を様々に展開しています。その状況について、以下5点について伺います。

一つ目、長野地域では、リンゴやブドウ、桃など果樹の栽培が盛んで、花卉ではトルコギキョウも有名としています。就農を目指す方を対象に、就農にあたって必要な基礎知識や、就農までのステップなどのアドバイスを行う相談会を長野地域の長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村の9市町村を対象に、長野地域令和7年度就農相談会が4月から毎月2回開催されていますが、当町への引き合い状況を伺います。

二つ目に、新規就農者育成総合対策事業として、地方と連携して農業人材の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械施設等の導入を親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等の取組支援、農業大学校・農業高校等における農業教育、就農相談会の開催等の取組を支援しています。当町の新規就農者育成総合対策事業の活用状況を伺います。

三つ目として、町では地域農業をさらに維持発展していくため、定年帰農者やUIJターンを含めた新規就農者を確保・育成していく必要があることから、就農してから5年以内の新規就農者や就農を希望している方を対象に、賃貸住宅の住居費を補助や、農業機械等の購入費の一部を助成する新規就農者支援事業補助金を交付しています。その活用状況を伺います。

四つ目に、新規就農者を確保・育成し、地域農業を維持発展していくためには、地域内はもとより、町外からの新規就農者を積極的に増やしていく必要があります。また、新規就農を希望される方にとって、農業を始めるための実践的な技術の習得や、就農のための農地・住宅等を確保することは共通した課題とされています。このため、就農希望者の支援に積極的な熟練農業者の方を里親農業者として登録し、就農を希望する方に紹介して農業研修をサポートする

長野県新規就農里親制度により、県内での就農を支援しており、町としては、農業体験や里親研修を通じ農業技術等を指導していただける里親農家を募集しています。県の新規就農里親制度による就農支援を行っているが、当町の実績を伺います。

五つ目に、新規就農者を支援する制度として、前述の質問を含めて、町では15の事業を案内しています。これからの新規就農者のさらなる増加に向けた考えを伺います。

以上について答弁をお願いします。

**商工農林課長（北村君）** 1. 農業振興について、イ. 移住・就農相談会についてのご質問から順次お答えいたします。

農産物マルシェ&移住・就農相談会の開催実績のご質問であります。当該イベントにつきましては、昨年初めて町単独で名古屋市で開催し、今年が2回目の開催となります。

昨年は、10月10日に「信州さかき！フルーツマルシェ&就農相談会」として、名古屋市の中日ビル内にある長野県名古屋観光情報センター事務所前のスペースをお借りし、ブドウ、リンゴを中心とした坂城産の農産物や、農産物加工品のPR・販売に加え、当町での就農希望者に向けた就農相談会を開催いたしました。

昨年の実績といたしましては、長野県名古屋観光情報センターのご協力による事前告知に加え、東海3県で最も購読者の多い中日新聞にイベント告知記事を掲載いただいたこともあり、非常に多くのお客様にご来場いただき、坂城産農産物などのPR及び販売をすることができました。

一方、就農相談につきましては、残念ながら相談者はおられませんでした。町といたしましては、中京圏において当町の名前や農産物などの品質の良さを知っていただくよいきっかけとなったのではないかと考えております。

続きまして、名古屋開催に関して展示内容と狙いについてお答えいたします。東京都内において、JAなど農業関係機関や他の行政団体等が主催する農産物PR販売イベントや就農相談会は毎年開催されており、当町も他市町村とともに出展する機会がある一方で、名古屋市は市場規模も大きい上に、長野県からも比較的近く、移住や移住を伴う就農が期待できるため、昨年より町単独で出展を始めました。

展示の内容といたしましては、坂城町のポスターやのぼり旗でブースを装飾し、ブドウやリンゴに加え、ねずみ大根を原材料としたドレッシングや漬物などの加工品を展示し、販売を行いました。

続きまして、今回のイベントの実績状況についてお答えいたします。

今年、10月9日に名古屋市の中日ビルにおいて、「信州さかき！農産物マルシェ&移住就農相談会」と題して開催いたしました。今年もイベントの1週間ほど前に、中日新聞に告知記事を掲載していただいたこともあり、大変多くのお客様にお越しいただきました。

お客様の中には、昨年に引き続きお越しいただいた方もおられ、当日用意したブドウやリンゴがほぼ完売となるほど好評でありましたので、坂城町に関心や興味を示していただけたものと考えております。

また、移住相談、就農相談につきましては、将来に向けて、具体的な見通しを持った方の相談案件こそなかったものの、信州への移住を考えているという方がブースにお越しになりましたので、坂城町への移住や就農について、積極的にPRを実施したところでございます。

次に、今回の実績からの気づきを含めた今後の展開に関するご質問にお答えいたします。

2年にわたり、名古屋市においてイベントを開催してみまして、お越しいただいた方が当町の農産物を非常に高く評価していただいているということがわかりました。また、移住等を考えている方も、町で収穫された農産物がある場で販売されていることで、町のイメージが湧きやすいという利点もあるということに改めて認識いたしましたので、今後も引き続き、こうしたイベントを中京圏や首都圏などにおいて開催し、坂城産農産物のPR及び消費拡大を図っていくとともに、坂城町への移住や就農につなげていく場としても活用してまいりたいと考えております。

続いて、ロ．新規就農者状況について順次お答えいたします。

最初に、4月から毎月2回開催されてきた長野地域の令和7年度就農相談会の状況ですが、この相談会は、長野県長野農業農村支援センターが主催するもので、11月末時点の実績といたしましては、長野地域全体で71名の相談案件があったとお聞きしております。

そのうち、当町に関する相談者数は4名で、その都度、長野農業農村支援センターと町の担当者が相談に対応しております。

相談の内容といたしましては、生產品目や就農時期など具体的なビジョンをお持ちの方から、農業未経験で農業のイロハをご相談される方まで幅広いご相談となりますが、相談者とは、基本的に1回の面談にとどまらず、複数回面談を実施し、要望に沿った提案や助言を行い、町内で就農していただけるよう働きかけを行っております。

続きまして、新規就農者育成総合対策事業の活用状況についてお答えいたします。

新規就農者育成総合対策事業は、次世代を担う中核的農家になることを志す49歳以下の新規就農者に対し、就農準備段階や就農後の早期の経営確立を目的として資金を交付する国庫補助事業であります。

当町では主に経営開始資金と呼ばれる、新規就農してから最大3年間、年間150万円を給付する事業を行ってまいりました。

令和2年度から6年度までの5年間には5名の方がこの資金を受給され、早期の経営確立を目指し堅実な農業を営まれております。

この制度は、早期の経営安定化につながるものですので、引き続き積極的な活用を促し、新

規就農者の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、新規就農者支援事業補助金の活用状況についてお答えいたします。

この補助金は、新規就農から5年以内の認定新規就農者、認定農業者に対し、円滑な就農と定着化を促すことを目的に、家賃の一部補助もしくは農機具購入等の一部補助を行う町独自の補助事業で、当町に移住を伴って新規就農をした認定新規就農者の方に家賃の一部補助や農家には欠かせない軽トラックの購入、水源確保のための井戸の掘削費用など、令和2年度から6年度までの5年間では14名の方に交付いたしました。

町といたしましては、今後も新規就農者の早期の経営確立と、町内に定着して末永く農業を営んでいただけるよう支援を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、県の新規就農里親制度による就農支援に関する当町の実績についてお答えいたします。

この新規就農里親研修制度、通称里親研修は、長野県が行っている支援事業で、里親として登録される熟練農業者の下で、就農希望者が農業の実践的な技術習得の機会を提供するものがあります。

現在、当町には果樹・米・花卉それぞれの栽培に携わる5名の熟練農業者が里親として登録されており、来年度、新規就農を希望する1名の方がこの制度による里親研修の受講を予定しております。

農業未経験者が就農するまでのプロセスは数多くございますが、地域の農業に精通し、就農支援に積極的な里親農業者の下で農業経営を開始するための知識・技術を習得する里親研修は、より実践的な研修でありますので、当該研修制度の周知に努めるとともに、希望者一人一人の実情に応じながら、円滑に研修が開始できるよう支援していきたいと考えております。

続きまして、新規就農者のさらなる増加に向けた考えについてお答えいたします。

昨今の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化と減少が進んでおり、今後農業を守り維持していくためには若手の農業従事者の確保が喫緊の課題であると考えております。

町内の状況を見ますと、比較的採算性がよいと言われるブドウ農家については、世代交代による若手後継者の参入が見られますが、リンゴや米、野菜等については後継者や新規参入がなかなか見受けられない状況であります。

町といたしましては、これまで守り受け継がれてきた当町の農業を今後とも振興していくため、県や農協などの関係機関のお力添えもいただきながら、引き続き、就農相談会や県農業大学校への働きかけや情報交換等も行うなどの取組を進めまして、新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

**4番（水出君）** ただいま、担当課長よりご説明いただきました。坂城農業振興地域整備計画書（令和7年3月）マスタープランでは、土地利用の方向性に沿った施策を展開し、農業振興地

域制度及び農地法に基づく農地転用許可制度等の適切な運用を図りながら、優良農地の確保・保全に努めていくことが計画されています。今後も農用地の保全と確保が継続していくことを期待します。

そして、就農支援制度15事業をもっと積極的に紹介し活用を推進して、新規就農者の獲得をより促進していきたいところです。

その中、当町は地域の地形や産業特性もあり、農業経営として新たに土地を確保することは難しいところもあります。また、支援制度は新規に小規模農業や自給的農業者が活用する上では条件が厳しいところもあります。農業用地の有効活用や移住定住者を呼び込むために、農業施策だからといって農業経営者を呼び込むことに固執せず、むしろ視点を変えて、令和6年第3回定例会一般質問の中でも紹介させていただきましたが、農業と自分らしい仕事や社会活動(X)を組み合わせることで、生活全体に意味や喜びを見出すライフスタイル、半農半Xを売りにした移住・就農支援施策として取り組んでいただきたいと考えています。

特に当町は、新幹線、高速道と県外からアクセスが容易で、自然が豊かで比較的大きな災害も少ない土地柄です。近年、特にコロナ禍以降、自分らしい幸せな生き方を実現することが重要視され、ワーク・ライフ・バランスの充実が着目されております。高市首相の「働いて」を5回繰り返した昭和の象徴の表現も今年の流行語大賞になりましたが、ライフスタイルを意識した就労を求める傾向が現在の風潮と思います。

ライフスタイルなどのキーワードに反応する方や、都会生活から脱却して田舎生活にライフスタイルを求めるユーザーや、関係人口促進に関する取組などのユーザー層をターゲットに働きかける仕掛けとして、役立つ戦略の一つになるのではないのでしょうか。

半農半Xの先進地、鳥根県の市町村では、移住から定住までの各段階において総合的な支援を行うことにより、就農希望者の農村への定住・定着を促進し、県内農業・農村の担い手を確保・育成する半農半X支援事業を制度化しております。参考にされ、当町も今後、移住・就農の施策の一つに半農半X支援事業が加えられるよう研究を進めていただくことを要望しております。

それでは、次の質問表題に移ります。質問表題、鳥獣被害対策について。

質問事項イ、熊害対策について。

環境省は、5日、今年4月から11月の熊による人身被害者数が速報値で230人だったと発表しました。2023年度の年間被害者数219人を8か月で上回り、過去最多となりました。死者数では13人で、過去最多だった同年度6人の倍以上となったと発表しました。

人身被害は12月に入っても続いており、同省は引き続き注意を呼びかけています。多くの国民は、不安を持ちながらの年越しとなります。

人の生活圏では、熊による人身被害対策として、9月に改正鳥獣保護法が施行され、市街地

での銃撃発砲を一定の条件下で認めた緊急銃撃制度が導入されました。

緊急銃撃制度の概要は、熊、成獣のイノシシも含む、以下熊等。人の生活圏であっても、安全確保が可能な場所で、市町村長の判断で主にライフル銃を用いて、弾丸が人に当たらない安全が確保できた場合に銃撃ができるとしています。

当町の出没情報は、幸いなことに少なく、人への被害は発生していないと思いますが、今後十分発生はあり得ることであり、十分な備えが必要と思っております。そこで、改正鳥獣保護管理法に基づく緊急銃撃制度の運用について、以下4点の質問を伺います。

一つ目に、本年11月末現在において、前年度と比較して当町の熊出沒や目撃情報及び被害状況について伺います。

二つ目に、国の緊急銃撃制度のガイドラインでは、緊急銃撃の実施に備え、平時における事前準備が重要としているが、現在の町の準備状況を伺います。

三つ目に、報道ではライフル銃を用いることでのハンター確保や安全確保など様々な課題を伝えておりますが、銃撃が必要な状況になった場合、緊急銃撃の実施運用に関して考えを伺います。

四つ目に、いずれの自治体もまだ具体的な解決策に至っていない現状と思います。政府は、緊急的に行うこと、短期的に行うこと、中期的に行うこととして、クマ被害対策パッケージ（概要）、以下対策パッケージを発出しましたが、当町の状況に合ったさらなる対策検討は必要と思います。来年度以降の熊対策への考えを伺います。

次に、質問事項①、鳥害対策について。

町の中央を南北に千曲川が流れる豊かな自然の中で、技術と創造性を誇るものづくりのまちさかきとして、町の特性に紹介される千曲川です。過去は、アユの友釣りが盛んで、つけば小屋が何軒もありました。春から夏にかけて当町の川風景として、旅情豊かな一面がありました。

最近では釣り人を見かけなくなり、川岸や中洲は草木や雑木が茂り、荒廃している様子の風景がうかがえます。釣り客やつけば小屋の減少は、川魚の減少だけが原因ではありませんが、大きな要因の一つになります。

上小漁協の情報であります。千曲川や支流では、2009年頃からアユやハヤが外来魚のブラックバスに捕食される被害が目立つようになったそうです。そして、外来藻類の一種、ミズタケチビルケイソウの繁殖が確認され、アユの餌となる在来の藻やコケの減少により、アユの生育に影響が出るそうです。

さらに、最近では魚を丸のみする体長およそ80センチクラスの大型の水鳥、カワウやアオサギによる被害も増えており、放流したかなりの数のアユが食べられてしまったそうです。町内の方からも千曲川へ鳥やサギ等の飛来が多くなり、川魚の減少が危惧されていると声が寄せられました。

それぞれの被害起因別に対策も取られていますが、鳥の飛来はますます増加しており、私も埴科用水取入口から笄橋の間の川の浅瀬に大群で飛来しているカワウやシロサギを時折見かけたことがあります。そこで、鳥の被害対策について3点伺います。

一つ目に、千曲川の川魚が減少している状況を町はどう捉えているか伺います。

二つ目に、千曲川に飛来する鳥、鶇やサギ等の駆除の状況を伺います。

三つ目に、漁協や猟友会と連携して、今後どのような取組を考えているのか伺います。

以上について答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま水出議員さんから、2番目の質問としまして、鳥獣被害対策についてのご質問いただきました。この熊害対策から以下順次をお答え申し上げます。

近年、有害鳥獣による農作物被害は増加傾向にあり、全国での被害額は、令和5年度において164億円となるなど、深刻な影響を及ぼしております。

また、今年は熊による人身被害が相次いでおり、環境省によると、10月末時点において、全国で12名の方が熊に襲われて亡くなり、統計開始以来最多であった令和5年度の2倍となる深刻な状況となっております。

国ではこのような状況の中、熊対策について、より予防的かつ迅速に対処するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正し、人の日常生活圏に熊等が出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が新たに設けられました。

ご質問の、前年度を比較した当町の熊出没の目撃情報及び被害状況につきましては、11月末現在で、目撃情報は昨年の14件に対して今年は9件と減少している状況であります。被害状況につきましては、昨年の14件に対して今年は21件の情報が寄せられており、増加している状況となっております。

目撃情報があった場所につきましては、比較的山あいの地域が多い状況ではありますが、南条地区の高速道路の側道付近や、村上地区の県道沿いなどでも目撃されております。

また、被害の情報につきましては、幸い人身被害の情報は寄せられておりませんが、果樹を主とする農作物被害が多く寄せられているところであります。

次に、緊急銃猟の実施に備えた現在の町の準備状況のご質問にお答えします。

7月に環境省から示された緊急銃猟ガイドラインには、緊急銃猟の実施権者である市町村が緊急銃猟の流れを理解し、現場で安全に緊急銃猟を行うことができるよう、事前の準備から緊急銃猟の実施手順、また原状回復までの対応方法が示されております。

先月、飯山市で開催されました環境省主催の緊急銃猟に係る現地研修会には当町の担当者も出席し、緊急銃猟ガイドラインについて詳細な説明を受けたほか、実際に模擬訓練を見学し、緊急銃猟の進め方を研修してまいりました。

今後、今回の研修を参考にして、町における対応マニュアルの作成や、長野県や千曲警察署、坂城町猟友会などと連携した事前の現地訓練も実施してまいりたいと考えております。

次に、緊急銃猟制度の実運用に関しての考えのご質問ですが、この制度は住宅地など人の日常生活圏に熊やイノシシが出没し、人身に危険が及ぶ可能性がある場合に市町村長の判断で迅速に銃猟による捕獲を可能としている制度であり、実施には、人の生活圏への侵入、危害防止の緊急性、他の手段での捕獲が困難、発砲による人的被害の懸念がないことの四つの条件を満たす必要があります。

今後、住宅地など人の生活圏へ熊などが出没し、緊急銃猟が必要となった場合には、この四つの条件をクリアした上で、県や警察、町猟友会とも連携し、周辺道路の通行規制や近隣住民への周知、捕獲関係者による現地確認を行い、十分に安全を確保した上で緊急銃猟を実施することが重要となるものと考えております。

次に、来年度以降の熊対策についてですが、先月、熊被害対策等に関する関係閣僚会議において、クマ被害対策パッケージが決定されました。

このパッケージでは、緊急的に対応すること、短期的に取り組むこと、中期的に取り組むことが示され、緊急的に対応することの中では、警察官によるライフル銃を用いた駆除や緊急銃猟制度の運用ノウハウ、事例の共有などが含まれております。

短期的に取り組むことの中では、熊おりや電気柵、安全装備など資材への支援、中期的に取り組むことの中では、国が主導する熊の個体数管理の強化や、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分けなどが含まれるところであります。

当町におきましては、このパッケージの内容を踏まえ、緊急銃猟に備えて県や警察、町猟友会との情報共有や協力体制の確認・強化を図るとともに、補助金なども活用して、熊おりや電気柵などの資材の整備などを推進してまいりたいと考えております。

また、町では、これまでも熊をはじめとした有害獣の目撃情報や被害情報が町に寄せられた場合には、すぐメールによる周知を行ってまいりましたが、今年度からは、新たに町のホームページに熊とイノシシの出没マップを掲載することで町内外の方へ幅広く周知し、注意喚起を促しております。

さらに、地域のご理解をいただく中で、山と人の生活圏とを広域的に隔てることを目的に、侵入防止柵の設置を進めておりますが、この防止柵は、人の生活圏へ熊を寄せつけない対策として一定の効果が見込めることから、引き続き未設置の地域にも設置の効果などを説明する中で、設置を進めてまいりたいと考えております。

国では、近年まれに見る熊被害に対して、国家プロジェクトとして対応すべく、このパッケージと併せて、熊対策に対し、都道府県や市町村を支援する費用などを補正予算で対応する予定としております。

町におきましては、こうした国の財政支援を活用しながら、今後も県や警察、猟友会、近隣市町村と連携し、熊対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロとして、鳥害対策についてのご質問であります。かつて、坂城町周辺の千曲川は、アユ釣りシーズンになりますと巨大なアユが釣れるポイントとしてファンを魅了し、県内外から多くの釣り客が訪れ、にぎわいを見せておりました。

また、春から初夏にかけては、ウグイも多く見られ、つけば漁も盛んに行われていましたが、最近では、アユやウグイをはじめとする千曲川在来の川魚が減少し、釣り客を見かけることが少なくなってきております。

川魚の減少の要因につきましては、更埴漁業協同組合にお聞きしたところ、ブラックバスなど外来魚による食害や水温の上昇、令和元年東日本台風の影響による生息環境の変化のほか、ご質問にもありますとおり、カワウやサギ等による食害もその一因となっており、町といたしましても、こうした状況を憂慮するところであります。

次に、千曲川に飛来するカワウやサギ等の駆除の状況につきましては、毎年、町猟友会が更埴漁業協同組合から委託を受け、駆除を実施しており、カワウとサギを合わせて、令和5年度は8羽、6年度は28羽、今年度は11月末時点で16羽駆除されたところであります。

続いて、漁協や猟友会と連携した今後の取組であります。更埴漁業協同組合では、これまでもアユやニジマスの稚魚の放流やニジマス釣り大会、河川のごみ拾い活動など、住民の皆様が千曲川に親しみを持ち、自然環境を考える機会とするための事業を実施されてまいりました。

また、ブラックバス釣り大会の開催、ブラックバスの生態調査や駆除に加え、カワウやサギ等の駆除や追い払いといった鳥害対策が進められており、千曲川従来を取り戻すとともに、川魚を守るための活動も行われてきております。

町におきましても、更埴漁業協同組合の取組に対して、平成27年度から補助金を交付し支援を行うとともに、イベント等の際の事業運営についても協力しているところであります。

さらに、鳥類生態学の権威で、坂城町特命大使の中村浩志先生が、上田市議会農政議員連盟主催の、外来魚駆除をテーマに開催した講演会において設立を提起されたことが契機となり、当町を含む千曲川流域に所在する上田市、千曲市、東御市及び上小漁協・更埴漁協、長野大学・筑波大学などの様々な団体が参加し、千曲川の恵みを取り戻す会が設立されました。

この会は、アユ釣りのメッカ復活を目指し、アユやウグイなど外来魚が住みやすく、住民に愛される千曲川の環境づくりに取り組むことにより、水産業や観光産業の振興や地域活性化を図ることを目的にしており、今年10月に開催された通常総会におきましても、中村先生から、千曲川の恵みを取り戻すために、流域市町村や漁業団体などが広域的な連携により取り組む必要について研究報告がなされたところであります。

町といたしましては、今後、千曲川にアユやウグイなどの在来魚が住みやすい環境を取り戻

すため、更埴漁業協同組合への支援を継続していくとともに、千曲川の恵みを取り戻す会の活動や、中村先生をはじめ専門的知見のある研究機関の方々のご指導や助言をお聞きする中で、今後の取組などを研究してまいりたいと考えているところであります。

**4番（水出君）** 鳥獣被害について、町長よりご説明いただきました。1点、再質問をお願いします。熊の被害については、個体管理という言葉が先ほども出てまいりましたけれども、中期的に取り組む対策として、やはり個体管理というのは、駆除方針を含め自治体として対応する必要があるなど私も考えます。

町として個体数を把握すること自体必要か否かもありますが、現状として個体数を把握できているのか。または、外部所轄機関もしくは民間団体等に依頼すれば把握する手段があるのかを含め、個体管理についての考え方を伺います。以上お願いします。

**商工農林課長（北村君）** 水出議員の再質問にお答えいたします。

熊の個体数についてのご質問であります。現在、町において坂城町に生息する熊の個体数の情報は持ち合わせておりません。長野県のデータによりますと、令和2年の県の調査では、県全体で3,831頭から1万128頭はいるというふうに推計されていまして、中央値とすれば県全体で7,270頭という状況です。

それぞれ8ブロックに分かれていて、熊の動きも広域にわたるもので坂城町に特に何頭いるかというところは持ち合わせておりませんが、今年11月に政府が発表いたしましたクマ被害対策パッケージの中で、環境省が中期的な取組として、適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数の推計や、熊の個体数の削減などに向けて対応を検討していくということとしております。

今後、国からの熊の個体数等の情報を得る中で様々な政策等も出てくると思いますので、県や町、猟友会、近隣市町村とも連携を図る中で、町の熊対策についても考えてまいりたいと考えております。

**4番（水出君）** ただいま担当課長より、再質問に対して説明をいただきました。自然界の生き物が相手だけに、特に猟銃については一方的に人様の都合で駆除することは問題があります。人の生命が奪われる条件下で人を守る最低限の対応は、ルールと安全を図る中で行われたいところでは。

そのためにも、これからも取り組むことや手順を常に更新し、必要な訓練は惜しまず実施されることをお願いしておきます。

そして、私たち人間がやらなければいけないことは共存できる環境を整えることではないでしょうか。人間界は人口減少、片や鳥獣界は増加と食料不足かもしれません。環境を鳥獣のために整備できるのは人間です。鳥獣たちは人間のために環境整備はできません。

短期的には、現在、山との境に侵入防止柵の設置や田畑への電気柵設置が進められており、

エリアを分ける活動の一部が取り組まれております。さらに、今後も生活圏内に侵入してくるケースは増加の傾向にあると思われます。侵入防止について、さらなる強化を望みます。

政府としては、対策パッケージでは特別交付金措置を講じますが、使途は自治体に任される予定です。特に短期的にできることとして、子どもたちなど弱者を守るためにも、幼稚園、保育園、学校、障がい者施設、高齢者施設、公共施設、自治区の施設などを対象に、獣たちが侵入する視点で再点検いただきたいと思います。侵入防止対策費用や侵入防止柵等設置や修理等について、支援、補助を検討いただけることを要望しておきます。

そして、中期に取り組むこととして、私たちの自然豊かな坂城町のために鳥獣の個体数の管理を行い、川、里、山を含め暮らしやすい環境を整備していくことが重要です。

川の環境は、現在、釣り人の減少、毎春行われていた野焼きの中止などや、人の出入りが減り、草木は生い茂り、鳥獣は安心して暮らせる環境により個体が増加していると思います。

対策パッケージでは、河川における出没対策のための樹木伐採なども国土交通省管轄で取り組まれる計画も示されているので、話し合い、取組を進めていただきたいと思います。

山の環境でも、林業の減少、山や山裾の耕作放棄など、山への立入りが減少し、獣たちが安心して暮らせる環境となり、個体が増加していると思います。山も川も人が訪れなくなり、手入れが遠のきつつあることが根底にあると考えています。

第6次総合計画でも、第4章7節に花と緑、潤いのあるまちづくり施策の内容として、1. 環境と調和した景観形成、2. 公園の整備、3. 緑化の推進が挙げられています。詳細内容まで読み上げませんが、着実に内容が実行されていくことを期待しております。

川、山とも町独自の活動に限界はありますが、農用地の適切な管理を含め、今後も積極的に国や県の支援や交付金を適切に使い、豊かな自然を守り、安全で安心して暮らせる坂城町を共に目指していきたいと思います。

以上で、私の一切の質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時50分～再開 午前11時00分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、2番 大日向進也議員の質問を許します。

**2番（大日向君）** ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本年は、酷暑にて大変な夏を過ごし、暑さが和らいだ途端、全国で熊の被害ニュースの第一報となる日が続いておりました。当町でも目撃情報や被害情報が寄せられております。町においても侵入防止柵の設置等を行い、野生動物と人環境のすみ分けを進めております。冬期の気温が高いため、冬眠を行わず被害が拡大する懸念も出ております。年間を通じて鳥獣被害が深

刻となる前に、県や国と協力し、町民の住環境の安全確保をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1. 令和8年度の町の展望についてということで、イ. 令和8年度予算編成について、4点についてお聞きします。

1点目、令和8年度の予算編成の方針は。

2点目、過去5年で町民税、固定資産税はどのように変化しているのでしょうか。これは決算時ベースでお願いいたします。

3点目、令和8年度の町税の収入見込みは。

4点目、令和8年度の地方交付税の交付見込額は。

ロといたしまして、令和8年度重点事業はということで、令和8年度の重点事業としてはどのような事業を考えているのでしょうか。

以上質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま、大日向議員さんから1番目の質問としまして、令和8年度の町の展望についてということで、イとロのご質問をいただきました。私からは、予算編成方針と重点事業についてお答え申し上げまして、その他につきましては担当課長から答弁いたします。

10月公表の内閣府月例経済報告による国の経済動向は、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。」との見方が示されております。

県内の動向につきましては、日銀松本支店が11月に公表した金融経済動向において、「一部に弱めの動きが見られるものの、持ち直している」とされており、前月の「持ち直している」との判断から、景気の回復ペースが減速し、緩やかになっていることがうかがえます。

また、関東財務局長野財務事務所の10月の判断では、「持ち直している」としつつ、先行きについては、「各種政策効果が、景気の持ち直しを支えることが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある」との観測になっております。

町内の状況につきましては、主要20社を対象とした7～9月期の経営状況調査において、前年同期と比較して、生産量を増加とした企業の割合が減少し、一方で減少とした企業の割合が増加しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から景気は回復傾向にありましたが、そのペースは鈍化していることがうかがわれるところであります。

いずれにしましても、長期化する物価高が、消費者マインドの下振れを通じて個人消費や、賃上げによる企業活動に影響を及ぼすなど、景気を下押しするリスクとなっております。

また、ガソリン税の暫定税率廃止や、税制改正による、いわゆる「年収の壁」引き上げに伴

う町政への影響は不透明であり、令和8年度の当初予算編成につきましては、このような状況を十分注視する中での編成作業になるものと考えております。

しかしながら、こうした財政状況の中にあっても、第6次長期総合計画に掲げる町の将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現を目指すとともに、誰もが心身とも充実し、幸福を感じることができるよう、「チャレンジSAKAKI ウェルビーイング」を職員全体で共有しつつ、各種施策を着実に実行していかなければなりません。

令和8年度の予算編成の方針といたしましては、多様化する住民ニーズに合わせた行政需要への対応を図りつつ、第6次長期総合計画に沿った事業の取組を基軸とし、住民一人一人のウェルビーイングの実現に向け、SDGsの達成とデジタル変革への取組を意識した事業の実施を行うこととしております。

また、今年度策定する第6次長期総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成に対する高い意識を持つとともに、坂城町公共施設個別施設計画や実施計画等に位置づけられた事業につきましても、限られた財源の中で、より効率的・効果的な事業の実施を図り、創意工夫による徹底した経費節減や特定財源の確保に努める中で、メリ張りのある編成を行うこととしております。

続きまして、口として令和8年度重点事業はとのご質問であります。当町を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の一層の進行や物価高騰への対応、地域経済の構造変化など、依然として厳しい状況にあります。

一方で、デジタル技術の進展やカーボンニュートラルへの流れ、働き方の多様化など、新たな可能性も広がっているところでもあります。

こうした中、町におきましては、令和3年度から12年度までを計画期間とし、まちづくりの基本理念や町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、第6次長期総合計画を策定し、計画の実現に向けた六つの基本目標を定め、10か年の展望を示しているところであります。

また、基本計画では、基本構想で定めた基本目標等を達成するための基本施策の方向性を定め、実施計画において具体的な各種事業を計画し、実施に向け取り組んでおります。

本年度は、令和8年度からの後期基本計画の策定年度であり、前期計画5年間の振り返りと、来年度からの後期計画5年間の課題や方向性などを確認しながら、計画の策定を進めているところであります。

また、この後期基本計画におきましては、町民一人一人が心身ともに健康で、安心して暮らすことができる社会を目指すため、経済的な豊かさだけでなく、心身の充実、人のつながりや地域交流など、暮らしの中の様々な幸せを大切にしたいウェルビーイングの実現への視点を踏まえた計画として進めているところであります。

令和8年度の重点事業といたしましては、現時点では予算編成前であり、後期基本計画や実施計画も策定途中でありますので、主に事業展開の方向性としてお答えをいたします。

まず、新複合施設建設事業であります。町の保健・福祉分野の施策を推進する基幹的な機能を持ち、子どもから高齢者まで多様な世代が集うコミュニティ活動の場として、さらに、隣接する図書館や文化センター等と連動し、交流と生きがいづくりの場として整備を進めているものであります。

本年度は、建物の詳細な設計を行う実施設計を進めており、来年度からは、その実施設計に基づき、施設の建設に着手する予定であります。

次に、環境分野では、葛尾組合において新リサイクルセンターの整備が進められております。令和9年度から、現在回収を行っているプラスチック製容器包装やペットボトルのほか、新たに製品プラスチックの処理施設を稼働し、資源循環の促進を図ることとしております。

今後もしっかりと葛尾組合をはじめとした関係機関と連携を図り、環境負荷低減に向けた循環型社会の形成に努めてまいりたいと考えております。

また、道路・交通網などの交通インフラ整備の施策としましては、国道18号バイパスや県道坂城インター線の延伸に向けて、早期完成に向けた国・県への働きかけを継続するとともに、町の基幹道路でありますA01号線道路改良工事等に引き続き取り組み、経済の活性化や生活の質の向上、防災力の強化などにつなげてまいりたいと考えているところであります。

さらに、公共施設の省エネルギー化と維持管理の効率化を進める観点から、町内に設置されている防犯灯及び小中学校の照明器具につきましてLED化を図り、安全で快適な環境整備を進めるとともに、消費電力の削減による電気料金の節約や、長寿命化によるコストの低減、そして環境への配慮につなげていければと思っております。

次に、DXの推進につきましては、今年度末に運用開始を予定する自治体統合アプリの円滑な運用や、新複合施設におけるデジタル化の具体的方策の検討など、デジタル技術やAI等の活用により、住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

ただいま申し上げました取組以外にも、人口減少・少子高齢化という喫緊の課題に向かい合いながら、子育て支援、医療・福祉、防災・インフラ、産業・観光、環境といった各分野において、将来を見据えた事業の展開を考えているところであります。

町民の皆様の安心と笑顔を守り、坂城町に暮らしてよかったと実感していただき、ウェルビーイングを実現させるまちづくりを進めるため、限られた財源を最大限に活かし、効率的かつ効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

**収納対策推進幹（北沢君）** 令和8年度の町の展望について、イ. 令和8年度予算編成についてのご質問のうち、町税に関するご質問にお答えいたします。

初めに、過去5年間の町民税及び固定資産税の変化についてお答えします。

個人町民税につきましては、令和2年度7億7,751万円、3年度8億3,783万円、4年度7億3,759万円、5年度7億5,356万円、6年度8億8,491万円でありました。

法人町民税につきましては、令和2年度2億8,265万円、3年度3億2,927万円、4年度5億2,931万円、5年度4億685万円、6年度7億1,801万円でありました。

固定資産税につきましては、令和2年度12億9,670万円、3年度12億2,876万円、4年度13億765万円、5年度13億193万円、6年度12億8,555万円でありました。

法人町民税につきましては、世界規模で新型コロナウイルス感染症により、社会経済が停滞したことによる経済状況の悪化の影響も受けましたが、3年度以降、コロナ禍からの回復が見られ、さらには6年度は多くの事業所の好況により、7億円を超える税収となりました。

今年度の状況であります。個人町民税につきましては、賃上げによる給与所得の増加、令和6年度に実施した定額減税分の減額分が課税に転じたことによる増額要因はありますが、6年度は一時的な所得による税収が大きかったこともあり、11月末現在の調定額は8億4,483万円で、前年同時期に比べマイナス4.8%、4,347万円の減額、法人町民税につきましては、11月末現在の申告による調定額は、8億3,145万円で、前年同時期に比べプラス21.2%、1億4,563万円の増額、固定資産税につきましては、11月末現在の調定額は、13億679万円で、前年同時期に比べプラス1.0%、1,331万円の増額となっております。

次に、令和8年度の町税の収入見込みについてお答えします。

個人町民税につきましては、県情報統計課の毎月勤労統計調査によると、現金給与の総額及び雇用の動きが、やや増加傾向にあることから、給与所得の増加に伴う個人町民税の増収を期待するところであります。

法人町民税につきましては、県の景気動向調査や日銀松本支店の県内の金融経済動向などによると、「一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している」とされておりますが、米国の関税政策、ウクライナや中東地域の情勢、原材料費の高騰、設備投資など、不透明な要因も多く、今後の状況を注視してまいります。

固定資産税につきましては、土地の下落傾向が続いていることが、やや影響するものと見込まれます。このほか軽自動車税、町たばこ税、入湯税につきましては、大きな変動はないものと想定しております。

**総務課長（竹内君）** 1. 令和8年度の町の展望について、イ. 令和8年度予算編成についてのご質問のうち、地方交付税の交付見込額についてお答えいたします。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を是正し、全ての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するものであり、国税として徴収された税の一部を、一定の合理的な基準によって再配分されるものであります。

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付基準額として算定され、特別交付税は災害など基準財政需要額で捕捉されなかった特別の財政需要に対して交付されるものであります。

国は、地方交付税の概算要求にあたり、経済・財政新生計画や経済財政運営と改革の基本方針2025を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、「令和7年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としており、概算要求額は19兆3,367億円で、前年度対比2%、3,792億円の増額となっております。

当町の令和8年度の地方交付税の交付見込額につきましては、例年1月に開催される地方財政対策に係る説明会において示される国における算定費目や係数等の変化を勘案するとともに、町の税収等の動向を注視し、8年度の予算編成の中で算出してまいりたいと考えております。

**2番（大日向君）** ただいまは、それぞれの質問にお答えいただきました。昨今の物価高騰が町で行っている様々な事業に影響が及んでくると推察されます。基金等の繰入れなどを適切に実施していただき、長期的な目線で安定した財政運営が行われることを期待しております。

また、令和8年度の重点事業といたしまして、新複合施設の建設、新リサイクルセンター建設、交通インフラの整備が継続しまして行われるようです。工期についても予定どおり進められるよう、引き続き注力いただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問といたしまして、安全、安心な町について。年の瀬となり、毎年様々なトラブルを聞くことが増えております。6月に同僚議員より町内における犯罪についての一般質問が行われております。今回、私からは6月の質問でお聞きしたことを少し掘り下げた質問を行いたいと思います。

それでは、イとして、町内にて発生している犯罪について、2点についてお伺いします。

1点目、過去5年で発生した犯罪の件数と内訳は。

2点目として、町として犯罪抑制に対してどのような対策を行っているか。

ロ. 火災について

1点目、過去5年で発生した火災の件数は。

2点目、野焼きの状況とその対応は。

ハ. 防犯灯について

1点目、町内に設置されている防犯灯の数は。

2点目、その防犯灯はどのように管理運用がされているのでしょうか。

3点目、防犯灯のLED化率はどのくらい町内では進んでいますか。

以上質問します。

**住民環境課長（山下君）** 2. 安全、安心な町について、イ、ロ、ハのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ. 町内にて発生している犯罪についてのご質問にお答えいたします。

最初に、過去5年で発生した犯罪の件数と内訳でございますが、当町における直近5年間の犯罪の認知件数につきましては、令和2年34件、3年110件、4年53件、5年41件、6年42件となっております。

その内訳といたしまして、殺人、強盗、放火などの凶悪犯は、令和2年2件、4年1件となっており、令和3年、5年、6年においてはゼロ件、暴行、傷害、脅迫などの粗暴犯は、令和2年3件、3年3件、4年ゼロ件、5年1件、6年3件、窃盗犯は、令和2年22件、3年96件、4年44件、5年28件、6年26件、詐欺、横領、偽造などの知能犯は、令和2年4件、3年2件、4年5件、5年6件、6年7件、賭博、わいせつなどの風俗犯は過去5年間において認知はなく、公務執行妨害や住居侵入、器物破損など、その他の犯罪は、令和2年3件、3年9件、4年3件、5年、6年ともに6件、認知しております。

また、知能犯における特殊詐欺被害につきましては、令和2年における被害はありませんでしたが、3年から5年にかけて毎年2件ずつの被害があり、6年には6件の被害が確認され、件数、金額とも増加している状況であります。

年により増減はあるものの、主なものとして、窃盗犯による犯罪件数が多く、また、特殊詐欺被害の増加とともに知能犯による犯罪件数も増加しております。

次に、犯罪抑制に対する対策について、お答えいたします。

町では、警察などの関係機関と、町防犯協会をはじめとする関係団体などとの連携強化を図り、地域ぐるみで、誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めているところでございます。

毎年、各区からの防犯灯に関する要望を取りまとめ、新設や器具の交換などの対応を順次進めているほか、町防犯指導員会が行う防犯パトロールや防犯灯点検では、樹木に覆われている箇所や点灯していない箇所がないか確認し、防犯環境の維持に努めております。

また、毎年、8月、10月、12月に実施される地域安全運動の際には、警察や町防犯協会、町防犯指導員会などと協力して、防犯パトロールや啓発ポスター、立て看板の設置をするなど、防犯対策意識の高揚にも努めております。

その他、電話でお金詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺につきましては、千曲警察署や町消費者の会、更埴防犯協会連合会女性部と連携して、年金支給月に金融機関へ出向き、高齢者などの来店者に向けて、広報啓発活動を続けております。

誰もが被害に遭う可能性があるとの危機意識・当事者意識を持っていただくことが必要であ

りますので、引き続き、年金支給日に金融機関へ出向き、啓発を行うとともに、詐欺の手口や手法を知っていただくため、高齢者が集まる機会を捉えて、啓発してまいりたいと考えております。

また、電話でお金詐欺につきましては、特殊詐欺防止装置付き電話機の導入のほか、留守番電話設定、ナンバー・ディスプレイの利用、国際電話利用の休止の申込み等の対策を講じておくことが大切と考えます。

町では、高齢者に向けて、特殊詐欺防止装置取付費補助事業を実施しており、自動応答録音機能や未登録の番号からの着信に注意を促す機能などがついた電話機などを購入した際、5千円を上限に購入費の2分の1を補助しておりますので、より多くの方に、ご利用いただきたいと存じます。

これらの取組によって、犯罪を起こさせない、見逃さない環境づくりを目指し、地域の安全確保に努めており、今後につきましても、関係機関・団体との連携により、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できるよう、取組を推進してまいります。

続きまして、ロ. 火災についてのご質問にお答えいたします。

最初に、過去5年、町内で発生した火災件数につきましては、令和2年は、建物火災5件、その他火災6件で計11件、3年は、建物火災5件、林野火災1件、その他火災10件で計16件、4年は、建物火災3件、その他火災5件で計8件、5年は、建物火災4件、林野火災2件、その他火災3件で計9件、6年は、建物火災6件、その他火災9件で計15件となっております。

次に、野焼きの状況とその対応とのご質問であります。野焼きにつきましては、農業を営むために、やむを得ず行う場合など、部分的に認められている場合がありますが、法律上、原則禁止となっております。

部分的に認められている野焼きにつきましては、農業による剪定枝や草木などで、それ以外の物の焼却は法律違反となるため、警察や消防署と連携して、適切な対応をしております。

また、認められている野焼きにおきましても、煙が住宅地に流れてくることや、焼却の範囲が大きい場合など、苦情になるケースがあります。

そのため、町では、苦情に対して、現地での確認を実施した上で、行為者に対して苦情があった旨を伝え、煙等が近隣の住宅地へ行かないよう、また、火の粉が土手などに飛んでいかないよう、細心の注意を払っていただくとともに、消火の準備をしておくなど、必要に応じて焼却方法などの指導を行っているところであります。

苦情の状況といたしましては、令和4年度15件、5年度11件、6年度9件、7年度につきましては、11月末現在で11件となっております。

最後に、ハ. 防犯灯についてのご質問にお答えいたします。

最初に、町内に設置されている防犯灯の数についてであります。令和6年度末時点における当町の防犯灯の総数は1,636基あり、内訳といたしましては、蛍光灯1,167基、白熱灯159基、水銀灯73基、LED灯237基であります。

次に、防犯灯の管理運用についてであります。日常的な電球切れや蛍光灯の交換など、軽微な維持管理については、各区において対応していただいているところであります。

一方で、防犯灯の躯体そのものの故障や、老朽化による改修など、より大きな修繕が必要となる場合においては、町で状況を確認し、緊急性の高いものから順次対応を行っているところであります。

このように、区と町が役割を分担しながら、地域の安全確保に支障が生じないよう維持管理に努めているところであります。

次に、防犯灯のLED化率につきましては、令和6年度末現在14.4%となっております。

LED化につきましては、消費電力の削減や長寿命化により維持管理の負担軽減が図られること、また、明るさの確保による防犯効果の向上が期待されることから、LED化を進め、地域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えます。

町としましては、安全・安心なまちづくりに向け、関係機関等と連携し、犯罪防止や火災予防意識の高揚を図るため、啓発活動を実施し、犯罪や火災の起きにくい環境づくりに努めてまいりたいと考えます。

**2番（大日向君）** 質問にお答えいただきました。その中で、町内における犯罪の中で、特に窃盗が多く発生しているというお答えがあったのですが、どのような手口が多いのでしょうか。

それと特殊詐欺防止装置設置補助金の過去5年の交付件数の推移、それとその補助に対する申請方法はどのようなものなのでしょうか。

それと火災についてなんですけれども、各地区に設置されている消火栓について、使用の可否の確認はされているのか。それと、屋内でやっぱり火を使うことがあるんですけれども、その防火対策についてはどのようなものなのでしょうか。再質問いたします。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再質問につきまして、順次お答えいたします。

まず、窃盗犯の手口として多いものにつきましては、町内で見ますと、自転車の盗難が最も多く、次いで万引きといった状況でございます。

自転車等につきましては、決められた場所に駐輪し、二重ロックなど必ず鍵をかけるようにして盗難の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

その次に、特殊詐欺防止装置設置補助金の過去5年における交付件数の推移と申請方法につきましては、令和2年25件、3年28件、4年24件、5年37件、6年29件となっております。年によってばらつきはありますが、毎年平均28件程度を交付しております。

補助金の申請方法といたしましては、機器を購入し、設置後、町住民環境課に補助金交付申

請書兼実績報告書により申請していただきます。申請書提出の際に、電話機設置後の状況写真と領収書の写し、特殊詐欺防止機能を有しているかを判断するため、電話機等の取扱説明書等の写しを添付書類としてご提出いただくことになります。

次に、各地区に設置されている消火栓の使用可否の確認につきましては、毎年5月、8月、11月、3月に、消防団により各分団の担当地区における消火栓及び防火水槽の水利点検を実施しております。各分団において、受持ちの地区にある消火栓につきましては、開栓をし、水の出の有無を確認しております。その際には、水道水に赤水が発生することもありますので、同報系防災行政無線により皆様にお知らせをしているところであります。

次に、家庭における防火対策についてのご質問でございますが、まず、火災予防として住宅用火災警報器の設置及び点検を行っていただきますようお願いいたします。

平成23年から全ての住宅に火災警報器の設置が義務づけられており、その当時に設置されたお宅は、既に10年以上経過しておりますので、動作確認や電池交換など、定期的な点検を行っていただきたいと考えております。

また、冬を迎え、石油ストーブや薪ストーブなどの暖房器具を使用する頻度が高くなることから、機器の取扱説明書をよく読み、誤った使い方をせず適切な使用をしていただくことと、火器のそばには洗濯物や燃やしやすいものなどを絶対に置かないこと、万が一の場合に備えて火災警報器のほかに消火器等を準備しておくことなどを実践していただきたいと考えております。

**2番（大日向君）** 再質問にお答えいただきました。師走となり、まだ慌ただしい日が続きます。一瞬の気の緩みから犯罪や火災の発生が起きてしまいます。引き続き防災行政無線やメールの活用にて注意喚起等啓発を行っていただくようお願いをし、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時36分～再開 午後 1時30分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、3番 塚田 舞議員の質問を許します。

**3番（塚田さん）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

本日は、子育て支援、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度の導入について質問いたします。

まず初めに、現在の子育てを取り巻く環境について触れたいと思います。かつては近所同士が声を掛け合い、少し見ていてあげるよ、困ったときはお互い様といった自然な支え合いが日常の中に根づいていました。地域の大人たちの見守りがあり、親も子どもも安心して暮らせる環境がありました。しかし、今社会全体で子育ての風景は大きく変わりました。核家族化が進み、共働き世帯が増加し、地域とのつながりが弱まる中で、子育てを1人で抱え込む家庭が増

えています。

特に保育所や幼稚園などに通っていない未就園児の家庭では、一日中子どもと向き合う生活の中で、自分の育児はこれでいいのだろうか、子どもの発達について誰に相談すればよいかわからない、買物以外で大人と話すことがなく気持ちが沈むといった不安や孤立感が生まれやすいとされています。

さらに、近年は在宅ワークの普及、非正規雇用の増加、育児と介護を同時に担うダブルケア家庭の増加、ひとり親世帯の増加など、家庭の状況は本当に多様化しています。従来働いているから預ける、働いていないから預けないという単純な区分では捉え切れない子育てニーズが確実に広がっています。その中で増えているのが、長時間ではなく短時間でよいので安心して預けたい、週に数回でよいから子どもに集団経験をさせたいという声です。

こうした社会の変化を受け、国もこの状況に応じ、大きな政策転換を行いました。これまでの政策は、待機児童対策とした量の拡大が中心でした。こども家庭庁が公表している保育所等関連状況取りまとめによれば、平成29年度に約2万6千人いた待機児童は、令和6年度には2,500人台まで減少しています。これは受皿整備の成果であり、一定の役割を果たしたと言えます。

しかし、人口減少が続く中、多くの自治体では保育所の定員に余裕が生まれる一方で、未就園児家庭の支援ニーズはむしろ高まり、量を増やすだけでは地域の子育て課題に対応できなくなっています。そこで、国は、令和5年にこども基本法を施行し、全ての子どもと家庭を社会全体で支えるこどもまんなか社会を掲げ、政策の軸を量から質へと大きく転換しました。

この理念を具体化するために創設されたのが、こども誰でも通園制度です。この制度は、保育所等に通っていない、ゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労の有無を問わず、月10時間を上限に、短時間利用できる仕組みです。

子どもにとっては、専門性を持つ保育者の下で安心できる環境や同年代の子どもとの関わりを持つ大切な機会になり、保護者にとっては、育児の負担感や孤立の軽減につながると期待されています。

制度は、令和7年度に制度化、令和8年度から本格実施が予定されていますが、既に全国の自治体では制度導入に向けた取組が進んでいます。例えば名古屋市では、全国に先駆け10月から本格実施が始まっており、現在、既に運用が進められています。また、他の自治体でも制度導入に向けた条例整備や未就園児支援の強化が広がりつつあります。

長野県でも動きが見られ、須坂市では受入れ事業者の公募が行われ、制度導入に向けた準備が進められています。

こうした全国・県内の動向を踏まえ、坂城町においても制度開始となる令和8年度に向けて、どのように準備し、どのように位置づけていくのか、具体的な実施方法や整備体制な

ど、今後の子育て支援の方向性を左右する非常に重要な視点です。

坂城町でも子育て家庭に寄り添う様々な取組が進められてこられました。令和7年度からは、第3期子ども・子育て支援事業計画がスタートし、これまでの施策に加えて新たな事業も盛り込まれ、「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンの下、切れ目のない子育て支援の充実を進めていくこととされています。

その柱の一つとして位置づけられているのが、この制度です。しかし、制度導入には受入れ施設の確保、人材確保、安全管理、システム導入、利用料・利用時間の設定、事業者と保護者への周知、研修体制、そして条例整備と、検討すべき課題は決して少なくありません。本定例会には、制度導入に必要な条例案が上程されていますが、条例が整備されても、町が具体的に検討すべき点は多く残されています。

そこで、今回、制度の理念を踏まえ、坂城町がどのような姿勢で制度導入に向けて取り組むのか、三つの視点から質問してまいります。

それでは、質問に入ります。

#### イ. 制度の概要と町の現状について

一つ目として、坂城町として、こども誰でも通園制度の本格実施をするにあたり、制度の概要についてお聞きします。

二つ目として、子育てニーズの現状について、どのように認識されているかお聞きします。町独自のアンケート調査などから得られた傾向があれば、お聞かせください。

#### ロ. 実施に向けた検討状況について

一つ目として、令和8年度からの本格実施に向け、坂城町としてどのような施設での実施を想定されているかお聞きします。

二つ目として、町が実施する場合、利用者負担（利用料）や利用時間の設定について、町の考えをお聞きします。また、保育士などの人材確保策についてもお聞きします。

三つ目として、令和7年度から運用が始まる、こども誰でも通園制度総合支援システムを町ではどのように導入・運用する予定か。また、町内の施設への導入支援についてお聞きします。

四つ目として、通園制度及びシステム導入にあたり、事業者や保護者への周知や操作支援体制をどのように整えていくのかお聞きします。特に、初年度導入時の混乱を防ぐための支援策についてお聞かせください。

#### ハ. 保育の質の確保について

一つ目として、こども誰でも通園制度のこども基本法や、こどもまんなか社会の理念を踏まえ、町として保育の質をどのように確保し、高めていく考えかお聞きします。特に短時間利用であっても、子どもの発達を支える保育を実現するために、町がどのような支援や指導を行うのかお聞かせください。

二つ目として、制度に参加する町内施設に対し、質の確保を目的としたガイドラインや研修体制をどのように整備していくのか、考えをお聞きします。

三つ目として、子どもの安全確保と保育の安心のため、職員配置基準の遵守、安全計画や事故防止マニュアルの整備など、町として施設への監督・助言をどのように行うのか、お聞きします。特に、制度導入初期における安全管理の徹底や、町のチェック体制についてお聞かせください。

四つ目として、こども誰でも通園制度を含め、こども基本法やこどもまんなか社会の理念を踏まえ、坂城町として今後どのような保育の方向性かお聞きします。特に、町が重視する視点をお聞かせください。

**町長（山村君）** ただいま、塚田議員さんから、こども誰でも通園制度について、イ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは、イの制度の概要と町の現状についてお答えし、その他については子ども支援室長より答弁いたします。

初めに、こども誰でも通園制度の創設の背景といたしましては、令和5年4月に施行されましたこども基本法において、全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められ、保育園等の利用の有無など、子どもの置かれた環境に関わらず、全ての子どもの育ちを等しく切れ目なく保障し、子どもの成長を社会全体で支援・応援していく仕組みが必要であること、また、子育て家庭の中には、孤立した育児となるケースがあったり、不安や悩みを抱えていても自らSOSを発信できない場合もあり、そうした世帯や子どもへの支援を、より適切にきめ細かく行っていく必要性について、国において議論が重ねられてきました。

こうした背景から、保育園等を利用していない子どもを含め、全ての子どもの育ちを応援するこども誰でも通園制度が児童福祉法において規定され、令和8年4月から全国の自治体で実施するとされたところであります。

この制度は、子どもにとっては、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られることで、新しい経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり成長していくことが期待されるとともに、保護者にとっては、地域の様々な社会的資源につながる契機となり、孤立感や不安感の解消となるとともに、子どもとひとときでも離れ、自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減にもつながると考えられております。

また、制度の概要につきましては、対象となる子どもは、ゼロ歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもで、月一定時間までの利用が可能であり、保育園や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所のほか、市町村の認可基準を満たした施設で実施できるものとされております。

また、実施施設は利用者から利用料を徴収することができるとされており、その実施方法として、独立した保育室や在園児と合同の保育室を利用する一般型と、空き定員を活用した余裕

活用型の二つの方法があります。

なお、利用者が実際に利用する際は、各市町村・実施施設・利用者が利用できるこども誰でも通園制度総合支援システムにより利用予約ができることとなっております。

続きまして、町の子育てニーズの状況、現状についてであります。昨年度、第3期町子ども・子育て支援事業計画を策定する際に実施したニーズ調査におきまして、母親が就労している割合が前回調査と比べて高くなっているとの結果が出ており、この調査結果を踏まえ、保育園や幼稚園などの利用のニーズは今後も高まっていくものと考えられ、実際にこども誰でも通園制度の対象年齢と重複する3歳未満児の利用については、町内保育園で増加傾向となっております。

また、同じくニーズ調査における、未就学児童を持つ保護者へのこども誰でも通園制度が創設された場合の利用希望の設問では、約4割の方が利用したいと答えております。

そうしたことから、町といたしましても、それらニーズに対する受皿を適切に確保するよう努めていく必要があると考えているところであり、本議会にこども誰でも通園制度の認可基準を定める条例案を上程させていただいたところであります。

昨今、少子化や人口減少社会の在り方について、国をはじめ、各所において盛んに議論がされているところでありますが、町といたしましても、少子化対策を重要な課題と位置づけるとともに、少子化の現状を一人一人に寄り添ったきめ細かな支援ができる好機と捉え、こども誰でも通園制度を含め、引き続き、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対しての支援に資するよう、様々な子育て支援施策を推進してまいりたいと考えているところであります。

**子ども支援室長（橋本君）** 私からは、1. こども誰でも通園制度についてのご質問のうち、ロ. 実施に向けた検討状況についてと、ハ. 保育の質の確保について順次お答えいたします。

まず初めに、実施に向けた検討状況についてですが、先ほど町長が申し上げましたとおり、この制度は保育園や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所のほか、市町村の認可基準を満たした施設で実施できるものとされております。そのうち、適切な事業を実施できる施設ということを考慮しますと、町内保育園も実施施設の候補として想定されるところであります。

次に、仮に町が実施する場合の利用料や利用時間につきましては、国において標準単価等が示されますが、令和8年度につきましては固まっていない部分があり、これからの検討事項となります。令和7年度で申し上げますと、1時間当たり300円を標準に徴収ができること、また、利用可能時間の上限は月10時間以内であることが示されております。保育士などの職員配置につきましては、対象児童数及びニーズ調査における利用希望割合などを考慮する中で、利用見込みを想定し、その利用見込みの受皿を提供でき、かつ、認可基準の職員配置基準も満

たすよう、こちらも適切に確保し、配置するものと考えているところであります。

続きまして、こども誰でも通園制度総合支援システムについてであります。令和7年度から、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、各市町村・実施施設・利用者が利用できるこども誰でも通園制度総合支援システムが運用開始となっております。

このシステムは、国が運用するシステムで、利用者が予約できる予約管理の機能、実施施設が子どもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認したりできるデータ管理の機能、実施施設が市町村へ請求書を発行することができる請求書発行機能といった、三つの機能を併せ持つシステムとなります。

当町におきましても、利用者や実施施設の利便性等を考慮し、来年度からの実施と合わせ、導入することを検討しているところであります。

なお、導入することとした場合は、町内実施施設に対し、操作マニュアルの配布をはじめ、コールセンターの案内や操作方法の直接指導を行うなど、制度の円滑な実施に向けた支援を検討しているところであります。

続いて、制度及びシステム導入に伴う事業者や保護者への周知につきましては、広報や町ホームページをはじめ、さかき子育て応援アプリ「はぐはぐ」のほか、今年度末に運用開始を予定している自治体統合アプリなどにより行ってまいります。

システムの操作方法等につきましては、操作マニュアルを配布するほか、操作方法について不明な点は、子ども支援室窓口にて対応させていただくなどの方法を検討してまいります。

なお、初年度導入時等の支援策といたしましては、システムにより予約が難しい保護者に対しましては、町や実施施設が代理予約できる機能がありますので、それらを活用することを考えております。

続きまして、ハ．保育の質の確保についてのご質問にお答えいたします。

まず、保育の質を確保・向上するための町の取組についてであります。こども基本法やこどもまんなか社会の理念であります「すべての子どもの最善の利益」のため、こども誰でも通園制度を実施していくことが求められていることを踏まえ、こども誰でも通園制度における事業の内容につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。」とされております。

この内閣総理大臣が定める指針とは、保育所保育指針を指しますが、この指針は、保育の質を確保する保育の基本となる考え方や保育の狙い及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたものであります。

町といたしましては、保育の質の確保及び向上のため、保育所保育指針の内容について、改

めて、実施施設に対し周知・徹底してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、保育内容のガイドライン及び研修体制であります。こども誰でも通園制度の保育内容のガイドラインを定めたものとして、こども家庭庁がまとめた「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」があります。

この手引きは、実施施設や自治体が制度を適切に実施できるよう、制度の目的、利用方法、年齢ごとの関わり方、必要な計画作成など、具体的な実施内容を示したものであります。

手引きの中には、先ほど申し上げました保育の質の確保や向上につながる、保育所保育指針との関係や子どもの発達に応じた安全な環境を整え、職員が子どもの育ちを支援するための指針、職員間で認識や見通しを共有し、一人一人の子どもに応じた関わりや支援を行うための職員間の連携強化の重要性も盛り込まれております。

町といたしましては、手引きの内容が、制度に直接携わる職員だけでなく、実施施設全体の職員に浸透し、制度の適切な運営に資するよう、保育所保育指針同様、実施施設に対し手引きの内容の周知・徹底を図るほか、関連する研修会への積極的な受講を勧奨してまいりたいと考えているところであります。

次に、職員配置・安全管理・事故防止等の監督及び支援体制についてですが、こども誰でも通園制度の実施にあたっては、安全計画の策定や設備の基準、職員の配置基準が定められた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に適合しなければならないとされており、市町村は、こども誰でも通園制度における事業を実施する施設について、基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等を行うことになっております。

子どもを受け入れ、その育ちを支えていく上では、子どもの安全が確保されることが大前提となります。そのため、町といたしましては、当該基準の遵守について、実施施設に対し適切に働きかけてまいりたいと考えているところであります。

また、事故等の発生を防止するための取組のため、子どもの発達の特性と事故等の関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルの策定や定期的な施設内外の安全点検の実施とその結果に基づく問題箇所の改善など、安全に関する認識や情報を職員間で共有し、組織的に取り組む必要性についても実施施設に対し適切に働きかけてまいりたいと考えているところであります。

特に、町といたしまして、制度導入初期におきましては、実施施設に対し設備運営基準を遵守することはもとより、実際の運営の状況を把握し、必要に応じて助言や指導を行ったり、研修の受講を案内するなど、職員の資質向上の取組を支援・指導していきたいと考えているところであります。

続きまして、こども誰でも通園制度を含め、今後の保育の方向性についてであります。かねてより、町では「坂城の子は坂城で育てる」の教育理念の下、保育の分野におきましても、

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、多様なニーズに応じ、乳幼児保育や要支援児保育、一時預かり保育の実施をはじめ、発達相談事業であります5歳児すくすく相談事業や発達フォロー支援事業であります6歳児すくすくランド事業の実施、教育コーディネーターや教育・心理カウンセラー、子育て支援センター相談員による保育園等巡回訪問事業、さらに第3子以降の保育料無償化や副食費無償化等の経済的支援など、一人一人に寄り添った、切れ目のない子育て支援を行ってきたところであります。

町といたしましては、先ほど町長も申し上げましたが、少子化対策を重要な課題と位置づけつつ、少子化の現状を一人一人に寄り添ったきめ細かな支援ができる好機と捉え、引き続き、こども基本法やこどもまんなか社会の理念でもあります、子どもの最善の利益を最優先に、一人一人の権利が尊重され、健やかに成長できる環境づくりに配慮した視点に基づく保育を行っていきたいと考えているところであります。

**3番（塚田さん）** ご答弁いただきました。こども誰でも通園制度の概要、実施に向けた検討状況、そして制度導入後の保育の質の確保について質問させていただきました。

今回の制度は、未就園児の家庭を支える新たな仕組みであり、子どもの健やかな育ちと保護者の安心につながる非常に大きな意義を持つものです。短時間であっても、専門職が関わり、安心できる環境で子どもが過ごす経験は、子どもの成長にとっても、そして保護者の心のゆとりにとっても大変価値のあるものです。

一方で、この制度は、つくれば終わり、導入すれば終わりというものではありません。制度が本来の目的を果たすためには、実施形態、人材確保、安全管理、研修体制など、事業者や保護者への周知など、町が丁寧に積み上げていくべき点が数多くあります。だからこそ、制度をどのように運用し、どのように町民にとって使いやすいものとしていくか、その具体化こそが問われています。

坂城町が掲げる「坂城の子は坂城で育てる」という理念を実現するためには、制度の導入をきっかけに、子育て環境の充実と地域全体での支え合いをどのように広げていくかが大切になります。町としての姿勢や今後の方向性を明確にし、制度を町の未来につながる確かな一歩として丁寧に進めていただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午後 1時58分）